

特定計量器(はかり)の取引・証明の事例および定期検査について

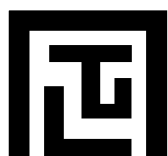
具体的事例	定期検査(2年ごと)	
	該当する (検査対象)	該当しない
小売店舗等での料金設定のための計量	○	
小売店舗等での商品の料金特定のための計量以外に行う目安程度の計量 商品等の取引に用いる際に行われる計量の前段階に目安として行う計量		○
バックヤード、パックセンター等において計量し、計量値を商品に付する場合	○	
商品工場等で生産された商品に、その内容量を表示するための計量(値付け)	○	
製造、加工工場等での製品販売、材料仕入れ、供給、請負、役務等代金算定のための計量	○	
工場等での製品管理・工程管理を行うための計量 商品の製造工程管理に係る計量その他内部的な行為であって、業務上その結果が他人に表明されない計量		○
取引において、カウンティングスケール等、計量単位を用いない計量		○
貴金属製品の取引において質量を表示し、記録するための計量	○	
質屋等での貸金設定のための計量	○	
宅配便取次店(コンビニ等)において、質量を表記し記録、運賃・送料を算出するための計量	○	
病院・診療所等において、新生児の体重及び成長過程における記録及び妊娠の定期検診における計量(母子手帳への体重記載など)	○	
保健所・病院等で健康診断を行う場合、または診断書を発行するための計量 学校等において行われる体重測定の結果が、健康診断票等に示され通知・報告される場合の計量	○	
薬局で処方箋に従って、薬品を調合して販売するための計量	○	
学校・法人・団体等において資格を判断するため、または記録するための計量	○	
学校・施設等での教材及び実習・調理のための計量		○
学校・法人・団体等での給食食材仕入れの代金算定、納入量の確認の計量 (※1)調理中の食材調合や材料等の計量のみ場合は該当しない	○	(※1)
法人・事業者による代金算定のための計量	○	
契約履行の検収のための計量	○	

裏面へ続きます

具体的事例	定期検査(2年ごと)	
	該当する (検査対象)	該当しない
警察署における実地検証のための計量	○	
研究機関等が研究成果を外部に公表するための計量	○	
研究機関等による内部研究のための計量		○
浴場または遊技場等でサービスのため設置されている体重計による計量		○
有料体重計等で目安程度に使用するもの		○
家庭内で行う計量 (※2)キッチンスケールや家庭用体重計等による計量)		○
農産物・水産物等の売買及び出荷のための計量 (直接、直売所や庭先等で販売する場合も対象) (※3)ただし、農家等が目安として計量し、その後、農協等に出荷した場合であって、農協等が最終的に計量する場合は除く。その場合、 <u>最終的に計量する「はかり」</u> が対象となる。	○	(※3)

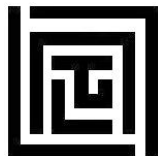
その他、不明な点は計量検定所までお問い合わせください。

検定証印又は基準適合証印が付されている「はかり」は、取引又は証明に使用できます。



検定証印

または



基準適合証印

家庭用マークのある「はかり」は、取引又は証明に使用できません。 (※2)



家庭用計量器マーク

長野県計量検定所

〒390-0852 松本市大字島立 1020 松本合同庁舎内

電話：0263-47-4006 ファックス：0263-47-9895

ホームページ：https://www.pref.nagano.lg.jp/keiryo